

「JA全青協ポリシーブック2020」の 策定にあたって

全国農協青年組織協議会

会長 田中圭介



ポリシーブックは「自助・共助・公助」の考え方を基本に、我々盟友自身が地域・営農で抱える課題や悩みを解決すべく、どう取り組んでいくかを示した活動方針集・政策提言集です。本年も全国のJA青年組織・盟友から寄せられた声をもとに、令和元年度ポリシーブック委員が中心となって改訂作業を進め、JA全青協ポリシーブック2020が完成いたしました。改めて、作成に関わっていただいたすべての皆様に厚く御礼を申し上げます。

さて、JA青年組織によるポリシーブックの取り組みは、米国農業団体のロビーイング活動を参考に、2010年度より開始されました。本年は作成開始から10年という節目の年となりますが、課題と解決策のリンクをそれぞれ明確に示すなど、JA全青協ポリシーブックにも大きな改善を加えています。また、昨年度よりポリシーブックの活用を「ポリシーブックの自助部分を当該青年組織の活動計画に反映し、実践していくこと」と定義づけており、これをもとに各組織で解決策を実行いただけるよう、全青協として呼びかけを行っています。

昨今の農業を取り巻く情勢は大きく変動しています。毎年のように各地で大規模自然災害が発生し地域・営農に大きな傷跡を残しているほか、国際貿易交渉の進展や新興感染症の拡大に伴う農畜産物の消費減退、担い手の減少など、課題は多岐に渡ります。このような情勢の中で、希望ある地域・営農を次世代に繋いでいくためには、我々若手農業者がポリシーブックを通じて声をあげていかなければなりません。そして、我々自身も消費者と関係者の理解のもとに解決策を実践していかなければなりません。JA青年組織は全国各地にあり、盟友の経営作目も様々です。だからこそポリシーブックを結集軸とし、一丸となって組織活動に取り組んでいこうではありませんか。

最後に、JA青年組織綱領は我々に課されたミッションです。このミッションをクリアすべく、JA全青協は拡声器となり全国6万盟友の声を届けてまいります。今後とも、JA全青協事業に対する全国盟友、関係者の皆様のご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げ、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

令和2年6月

令和元年度ポリシーブック委員会委員

委員長	杉山 祥丈 [令和元年度 JA全青協PB担当副会長]	
	手代木秀一[東北・北海道ブロック] 金子 正宜[関東・甲信越ブロック]	
委員	米田 達弥 [東海・北陸ブロック] 丸山 友規 [近畿ブロック]	
	岡村 優良[中国・四国ブロック] 前原 祐樹[九州・沖縄ブロック]	
オブザーバー	今野 邦仁 [令和元年度 JA全青協会長]	

▲ JA全書協ポリシーブックの取り組み経過

平成21年度

キックオフ 2月

第56回JA全国青年大会

3月

米国視察

ワシントンDC他

JA全青協執行部

平成22年度

ポリシーブック作成モデル 取り組み

8月

取り組み決定

第2回委員長·事務局合同会議

平成23年度

都道府県版、単組版ポリシーブックの作成

各県域青年組織、単位青年組織

平成24~26年度

都道府県版、単組版ポリシーブックの改訂

各県域青年組織、単位青年組織

11月

米国視察

ワシントンDC他

(平成24年度)

JA全青協執行部

都道府県版ポリシーブックの 取りまとめ

1~2月 全国版ポリシーブック (平成25、26年度) 総括・改訂委員会の開催

(平成25、26年度)

平成27~30年度

5月

JA全青協版

ポリシーブック完成・配付

7月~ ポリシーブック作成

(平成28~30年度) 支援事業の展開

全国ポリシーブック研修会 各県域青年組織、単位青年組織

平成27~30年度

8月~

全国版ポリシーブック 総括・改訂委員会の開催

12月

都道府県版ポリシーブックの 取りまとめ

1月 (平成28~30年度)

米国視察

2月

ポリシーブック発表・討論 (平成28、29年度)、 JA総合事業フォーラム (平成30年度)

3月

ポリシーブック総会

令和兀年度

5月

JA全青協版 (2019) ポリシーブック完成

都道府県版、単組版ポリシーブックの改訂

各県域青年組織、単位青年組織

9月

全国ポリシーブック 研修会の開催

12月

都道府県版ポリシーブックの 取りまとめ

3月

ポリシーブック2020総会(書面)

令和 2 年度

JA全青協版 (2020) ポリシーブック完成

都道府県版、単組版ポリシーブックの改訂

各県域青年組織、単位青年組織

予定 12月 都道府県版ポリシーブックの 取りまとめ

予定 3月 ポリシーブック2021総会

CONTENTS

01	JAの自己改革の実現に向けて	01
02	国際自由貿易について	03
03	農業政策全般	05
	1. 中長期的な農業経営計画の実現に資する施策について ····································	05
	2. 農業者が求める制度について ····································	07
	3. 農業者が利用しやすい制度の実現に向けて	09
04	作目別の課題 🚟	11
	1. 水田農業について ····································	11
	2 . 青果について	13
	3. 畜産・酪農について	15
05	農業経営	17
	1. 担い手 (新規就農者・後継者) 対策について	17
	2 . 労働力対策について ····································	19
;	3 . 販売力強化について ····································	21
	4 . 生産資材の価格低減と安定供給について ····································	23
	5 . 営農指導の強化について ····································	25
	6 農作業安全確保について	27

- ■ は令和2年度に特に重点的に取り組むべき課題として、令 和2年3月にポリシーブック2020総会で決定いたしました。
- ●用例: 左ページの「課題」の項番のアルファベットは、右ページの「解決策」との紐付けを表している。

06 地域活性化 5	9
1. 人・農地プランの実質化に向けた対応について2	9
2. 中山間地の農業について3	1
3. 鳥獣害被害への対策について ····································	3
4. 離島農業について3	5
07 都市農業 3	7
№ 食と農の理解促進3	9
1. 食料自給率について3	9
2. 食農教育について ····································	1
09 食の安全確保対策	3
10 自然災害への対応について	5
1. 防災・減災について4	5
2. 災害からの復興について4	7
□ J A 青年組織強化	9
JA全青協の概要 5	1
ポリシーブックとは?5	1
行動目標としてのポリシーブック	2
政策提案としてのポリシーブック	2
JA全青協ポリシーブック2020 索引掲載用語一覧5	7

01 JAの自己改革の実現に向けて

基本的な考え方

- ▶農協改革集中推進期間が令和元年5月に終了したが、JAグループは自主・自立の協同組合であるため、組合員の意思に基づいたさらなる自己改革の実践に取り組む必要がある。
- ▶JAグループの役職員は、わがJAという自信と誇りを持ち、地域に根差した組織としての意義・役割を認識しながら、3つの基本目標(農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化)と「持続可能な経営基盤の確立・強化」に取り組む必要がある。
- ▶JAグループ各連は、事業連ごとの縦割りではなく、JAグループの総合力を生かした事業となるよう取り組み、組合員の利益最大化と地域の活性化に努める必要がある。
- ▶第28回全国大会の決議内容には、青年組織のアクティブ・メンバーシップ強化と青年組織活性化に関する項目が明記された。青年組織盟友はJAグループと一体となって、大会決議の実現に取り組む必要がある。
- ▶今後のJAグループの組織のあり方について、これからのJA経営を担う我々青年組織盟友が 自らの責任として考え、JAへの積極的な経営参画を通じて若手の意見をJA事業に反映して いく必要がある。
- ▶若手農業者の意見をJA事業に反映するため、青年組織未設置JAについては、すみやかに組織化に向けて取り組む必要がある。
- ▶JA合併に伴うサービスの低下や協同の理念の希薄化が進まないよう取り組む必要がある。

課題

- ▲JAグループが行っている「取りまとめ購買」や「一元集荷販売」などの理念や仕組みなどが組合員に理解されていない場合がある。
- BJA事業の運営には、JA職員の協力のもと、積極的に組合員の意見を反映していく必要があるが、できていない。
- ■JA事業については、様々な事業間の連携が取れていない場合が散見され、組合員が総合事業のメリットを実感できていない。
- ▶組合員の自主的な組織であるJAについて、一部の偏った表現・報道などにより、国民に誤解が広がっており、組織運営に介入するような意見もしばしば聞かれる。

- ②JA運営に若手農業者の意見を反映できるよう、出資者・利用者としてだけではなく、理事 等としてJA運営に参画する。また、青年部枠だけではなく地域からの理事・総代への就任 を目指す。------
- ③JAとの定期的な意見交換会・会議などで、ポリシーブックを活用しながら青年部の意見を

Ⅱ. JAと一体となった取り組み

- ①若手農業者とJA役職員との徹底した話し合いにより、系統組織の存在意義や生産現場の理
- ②TAC・担い手サポートセンター等出向く体制を活用し、JAグループの取り組みについてメ リットや意義等を直接組合員へ伝える取り組みを行うとともに担い手に提案できる人材を育 成する。
- ③県域、全国域において各事業連の協力体制を築き、各事業の相乗効果が十分発揮されるよう に取り組みをすすめる。 -----
- ④大会決議の実践に向け、進捗管理(いつ・誰が・どこまでやるかの明確化)を実施する。 ── AB
- ⑤青年組織未設置JA、県域組織未加入組織については、JAとともに働きかけを行い、若手農
- ⑥青年組織を実践的農家や役員育成の場と位置付け、役員定数に対し青年組織代表枠を設ける
- ⑦組合員との連携強化や組織活性化のため、SNSやJA広報誌、メディアなどを積極的に活用

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

①JAが組合員中心の組織であるという前提や生産現場の実態を踏まえず、単に協同の理念を 崩壊させるような提言は控え、JAグループの自己改革については、政府・与野党などが十 分認識・尊重したうえで、必要な支援に応えていただくよう強く要望する。───── ▶

▶参考:JAグループの自己改革実践スケジュール

資料提供: JA全中

年度	主な出来事(想定も含む)		JA大会決議・自己改革
2014	営農・経済革新プラン 「JAグループ自己改革について」「農協改革」	政 府	戦略策定・先行実施期間 ●「営農・経済改革実践運動」にお
2015	8月 改正農協法成立 10月 第27回JA全国大会	· ·	
2016	4月 改正農協法施行 9月 魅力増す農業・農村の提案 11月 農林水産・地域活力プラン 3月 全農年次計画の策定	反協改革集中推進期間 政府:農協改革の実行状況等の	第 3
2017	4月 魅力増す農業・農村の具体策	進期。	期
2018	(第28回JA全国大会)	間一行状	
2019	5月 農協改革集中推進期間の期限 9月 会計監査の実施・中央会組織変更期限	況等の調	「創造的自己改革の実践」を加速 第
2020	3月末 改革の実施状況等調査の期限、検討・結論	調査期間	● 方の至本日候
2021	(第29回JA全国大会)		鮪 □ ●「食」「農」「協同組合」にかかる国民理解の情勢

02 国際自由貿易について

基本的な考え方

- ▶日本では、世界農業遺産にも認定された棚田をはじめとした中山間地から都市部など様々な地域で特色ある農業が展開されているため、その多様性を十分尊重する必要がある。
- ▶国際自由貿易の進行により国民生活全体にも様々な影響が考えられる。
- ▶今後世界的に人口増加と食料不足が見込まれる中、我が国の食料自給率は37% (平成30年度)と先進国の中でも最低であることをふまえ、国産農畜産物の安定供給により我が国の食料安全保障を確保していく必要がある。
- ▶国際自由貿易に参加する各国も十分な国内対策を行っていることをふまえ、わが国の食料・ 農業・農村基本計画の実現を可能とする経営所得安定対策、条件不利地域対策などの万全の 国内対策や農業および協同組合の振興が阻害されることがないようなルール面での担保、適 切な国境措置が必要である。
- ▶その他、今後の国際自由貿易交渉にあたっても、拙速な交渉に陥ることなく、丁寧な審議と 適切な情報開示を行い、農業者を含む国民の合意を得ることが必要である。

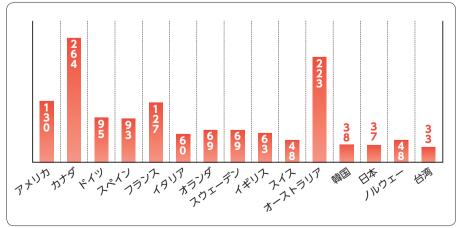
課題

△国際自由貿易への参加は、農業の多面的機能の喪失、生産背景の異なる輸入農畜産物との競合など、農業・農村・地域経済社会に大きな影響を与える。輸入農畜産物と価格第一で競争が行われた場合、食料安全保障が脅かされ、食料自給率の低下も懸念される。

- B農業者にとって、経済連携協定等の内容次第で作目転換を余儀なくされるなど、長期的な営 農計画が立てられず、将来が見えない。
- ■国際自由貿易への参加は、地域社会をはじめ、国民の食と生活にかかるあらゆる分野に悪影響を与えかねない。国民全体への周知と政府による十分な説明、審議が必要である。

▶世界各国の食料自給率(カロリーベース)

※日本は平成30年度、韓国は平成29年、スイスは 平成28年、それ以外の国は平成25年の数値



資料:農林水産省 「世界の食料自給率等」 から作成

Ⅱ. JAと一体となった取り組み

- ②持続可能な農業の発展のため、「農業が果たす役割や大切さ」「食料安全保障の観点からも自国の農畜産物を買い支えていく大切さ」など、日本の「食」「農」「協同組合」の重要性を広く消費者に伝え、生産者との相互理解がより進むよう活動を行う。

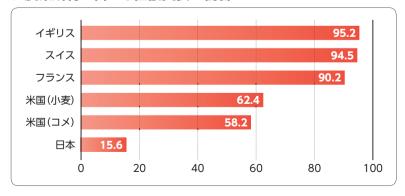
Ⅲ. 行政に提案・要望すること

①畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業などのTPP関連対策は、生産基盤の強化に不可 欠な対策であることから、今後も中長期にわたる万全の措置として継続実施を要望する。

AB

- ③今後、新たに国際自由貿易に関する交渉が行われる場合、日本農業に悪影響が生じないよう、 重要品目を含めた多様な国産農畜産物に対する適切な配慮を行い、生産現場に対し、交渉内 容や影響試算など可能な限り情報を開示することを要望する。
- ④国際自由貿易の進展にあたり、検疫を強化して食の安全確保に努めることを要望する。…●

▶農業所得に占める直接支払の割合



資料:鈴木宣弘・木下順子(2011) 『よくわかるTPP48のまちがい』農文協 農業

03 農業政策全般

基本的な考え方

- ▶農業などの一次産業は、生命の源である食料を供給するという観点から、「国の礎」であることを国民に周知していく必要がある。
- ▶地域の維持・発展に向け、大規模農家だけでなく家族経営や兼業農家も同等に位置づける必要がある。
- ▶専業・兼業農家や中山間地・離島などの条件不利地に加え、都市農地の農業者のあり方を明確にし、我々若手農業者が10年、20年先を見越した農業政策のビジョンを明確に示すよう国に対し求めていく必要がある。

中長期的な農業経営計画の実現に資する施策について

課 題

ISSUES

- △農業施策が3~5年ごとに変更されると、農業経営の長期的展望を図れない。また、農畜産物販売価格の変動により安定経営が難しくなっている。
- B収入保険制度を含め、国の施策が地域の実情に対応していないところもある。また、関連施 策が生産現場に十分浸透していない。
- ■種子法の廃止により、安定的な種子確保および優良品種の開発の継続性が不安視されている。
- ▶優良遺伝資源が海外に流出し、無断で使用されているケースがある。

▶食料・農業・農村基本計画における「中小・家族経営」「中山間地域等」の位置づけ

中小・家族経営

地域社会の維持のために 重要な役割



●経営規模や家族・法人など経営 形態の別にかかわらず、幅広く 担い手として育成・支援する。

中山間地域等

我が国の食料生産を担うとともに、豊かな自然や 景観を有し、多面的機能の発揮の面でも重要な役割



●中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、水路、ほ場等の総合的な基盤整備と、生産・販売施設等との一体的な整備を推進する。

●品目別対策や多面的機能支払、中山間地域等直接支払等、産業政策と地域政策の両面からの支援を行う。

資料: 「令和2年 食料・農業・農村基本計画」から全中作成

Ⅱ. JAと一体となった取り組み

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

▶野菜価格安定制度と収入保険制度の比較

資料:全中作成

	野菜価格安定制度	収入保険制度
目的	需給安定(計画生産・安定供給) および経 営安定 ●消費地への安定供給 ●価格下落時の農家経営への影響軽減	経営安定 ●品目の枠に囚われない、あらゆる減収リスクへの対応(⇔「計画生産・安定供給」という目的・機能なし)
対象品目	野菜 (指定野菜14品目、特定野菜35品目)	全品目 (玄米・精米、野菜、果樹、花き等、所 得税法上の農業所得対象品目)
申 告	申告に関する要件はなし	青色申告者のみ加入可能
加入	両方の制度への同時加入はできない	

2 農業者が求める制度について

課 題 lssues

- △「日本型直接支払制度」(多面的機能支払・中山間地域等直接支払・環境保全型農業直接支払) は国土を活用し、国民の食料を供給する持続的な生命産業である農業への「国民の投資」であるという認識がなされていない。
- ■交付金単価や数量要件について、気候などの地域特性の違いが十分に反映されていない場合があり、有効活用できていない。
- ■交付金について、水田農業にかかる品目に対するものが主であり、園芸作物、果樹、畜産などへの対応が十分でない。
- ■戦略作物である大豆・麦などの交付金単価が3年毎に変動するため、長期的ビジョンが立てにくい。

▶多面的機能支払

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- ●農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ●農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

資源向上支払

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ●植栽による景観形成、ビオトープづくり●施設の長寿命化のための活動等

単価表(単位:円/10a)

		都府県	
	①農地維持支払	②資源向上支払 〈共同活動〉	③資源向上支払 〈長寿命化〉
⊞	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

	北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 〈共同活動〉	③資源向上支払 〈長寿命化〉
⊞	2,300	1,920	3,400
畑	1,000	480	600
草地	130	120	400

資料:農林水産省 「農政をめぐる情勢について(令和元年7月)」

【5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用】 ※②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払併せて取り組むことが必要 ※①、②と併せて③の長寿命化に取り組む地域は、②に75%単価を適用

II. JAと一体となった取り組み

- ①地域の現状に見合う将来を見越した農業政策を明確に示し、中山間地や離島などの条件不利
- ②国会議員、地方議員、行政との意見交換を定期的に実施し、現場の実情に対する理解促進を

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

- ①戦略作物について、地域の特性を生かした幅広い作物への上乗せ助成など、地域の実情に即
- 2 若手農業者の意向を十分にふまえ、地域格差が生じないような制度を展開するとともに、さ

▶中川間地域等直接支払

資料:農林水産省 「農政をめぐる情勢について(令和元年7月)」

中山間地域等の条件不利地域の農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続を支援

主な交付単価

地目	区 分	交付単価円/10a
Ш	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500

▶環境保全型農業直接支払

資料:農林水産省 「農政をめぐる情勢について(令和元年7月)」

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

全国共通取組

対象取組	交付単価
カバークロップ	8,000円/10a
(うち、ヒエを使用する場合)	(7,000円/10a)
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業	8,000円/10a
(うち、そば等雑穀、飼料作物)	(3,000円/10a)

地域特認取組

●取組内容や交付単価は、都道府県 により異なる

業

3 農業者が利用しやすい制度の実現に向けて

課 題 ISSUES

△補助金制度の種類が多く、申請期間が短いうえに手続きや要件が複雑なため、申請に至らないケースがある。また、制度が変わるごとに、内容も頻繁に変わり、手順が複雑化し、わかりづらく、利用しにくい。

B令和5年度から導入予定のインボイス方式 (消費税) について、インボイスを発行できない免税事業者 (売上高1,000万円以下の農業経営等) が取引から排除されるのではないかと懸念される。

▶インボイス制度のイメージ(令和5年より導入予定)

※財務省「消費税の軽減税率制度」より抜粋





①行政担当者などを招き、	補助金制度などにかかる説明会を開催し、	制度に関する理解を深め
る。		A

②農業者の現状を国、県、市町村などの行政や、議員の方々に把握してもらう場をつくる。

II. JAと一体となった取り組み

- ④生産者の農業経営に関する情報(就農年、圃場情報、栽培品目、認定農業者などの認定の有無等)について、JAは行政と共有することで、提出する事務書類を削減するよう努める。

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

- ⑥細目書や補助金制度活用に必要な農業経営に関する情報(就農年、圃場情報、栽培品目、認定農業者などの認定の有無等)を行政間で一元的に共有できるシステムと体制の構築を要望する。
- ⑦消費税にかかる懸念の払拭や仕入税額の還付申告といった申請手続きの簡略化を要望する。

04 作目別の課題



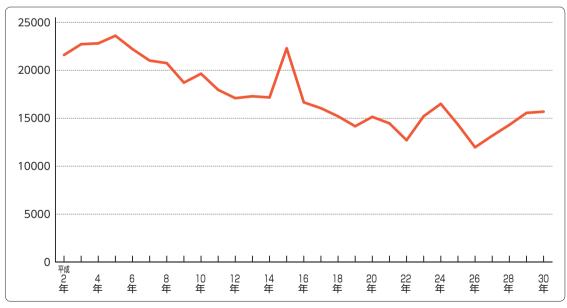
1 水田農業について

課題

ISSUES

- ▲米の需給バランスが崩れると、米価の下落により生産者所得の減少を引き起こす懸念があり、農業者の長期的な安定経営を脅かすおそれがある。
- ■現在、過剰作付の防止などに向け、都道府県農業再生協議会並びに地域農業再生協議会と生産現場との調整に委ねられている。しかし、現状では各県で方針にバラつきがあり、協議会だけでは役割の負担が大きすぎ、十分に機能を果たせているとは言えない。
- €急速な気候変動によって現行の品種では安定的な生産が難しくなっている。
- ■飼料用作物については、JAの受入れ体制や農業者個人での新たな大規模設備投資が必要であり、あわせて供給先である畜産農家の減少等により需要量が年々減っていることから、生産拡大が難しい。
- ■戦略作物でもある大豆、麦などには、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)が措置されているが、数年おき(次回は令和5年度を予定)に交付単価の見直しがあることから生産者の意欲減退を招くおそれがある。

▶米の販売価格(円/60kg、包装代・税込み)



資料:農林水産省

「年産別平均価格」から作成

1. 個人・JA育平部としての取り組み	
①JAと連携した生産、流通に努める。	A
②米の需給調整・水田フル活用ビジョンについて知識を深め、生産コスト低減や飼料用作	
料用米・WCS等)、戦略作物の強化により安定した農業経営の確立に努める。	A B
3開発スピードを加速させるため試験栽培に積極的に取り組む。	
4高収益作物等新たな戦略作物の検討もすすめる。	
II. JAと一体となった取り組み	
①需要に応じた米生産の実施に向け、JAと地域の生産者との連携を密に図る。	A
②水田フル活用ビジョンの策定にあたっては、地域農業再生協議会と連携し、水田の維持	寺・活
用を図る。	A
③需要に応じた多彩な価格帯の米を市場に供給するための体制を整える。	A
④実需の要求する価格と品質について情報収集し、開発現場との連携を進める。	C
⑤地域農業再生協議会と連携し、生産者が国の政策支援を最大限に活用できるよう	にし、
WCSや飼料用米の安定的な生産・供給体制を構築する。	BD
6飼料用米について、出荷、乾燥調製施設の区分管理によるコンタミ対策の強化、飼料3	
どと連携した需要拡大、コスト削減により、生産拡大を図る。	A D
⑦地域内で生産された飼料用作物は、地域内(耕畜連携)で消費する運動を展開する。	D
⑧新たな戦略作物の検討・試算を行い、新たな可能性を探る。	······ <u>E</u>
Ⅲ. 行政に提案・要望すること	
①水田活用の直接支払交付金の充実を図り、水田の維持に向けて再生産が可能となる施設	策を要
望する。	A
②米の需給均衡に向けて、都道府県農業再生協議会を中心に生産者の理解促進に向けた	
説明を行うことを要望する。	A B
③気候変動に対して安定的に生産できる品種の開発にスピード感をもって取り組むよう要	
る。────	C
4 飼料用米の耕畜連携助成などが制度変更に伴い全国単一単価ではなくなり、県域によっ	っては
従来の助成を受けられない可能性もある。また、WCSや飼料用米自体の単価が安くi	直接支
払交付金の割合が高いため、県域による反当り収入の差や交付金の変動を受けやすい	構造が
あり、耕種農家負担の増大にならないよう十分な予算確保を要望する。	D
⑤水田活用の直接支払交付金において、戦略作物助成および産地交付金の充実を要望す	
⑥戦略作物として各都道府県において地産地消が見込まれる物への対象作物の変更等柔軟	
策を要請する。	_
⑦農産物検査の見直しの議論にあたっては、現場が混乱をきたさないよう、丁寧に進める	
要望する。	
⑧年間10万トンに及ぶ主食用米の需要減少をふまえ、国民全体を巻き込みながら消費技術	
動を積極的に実施するよう要望する。	A

2 青果について

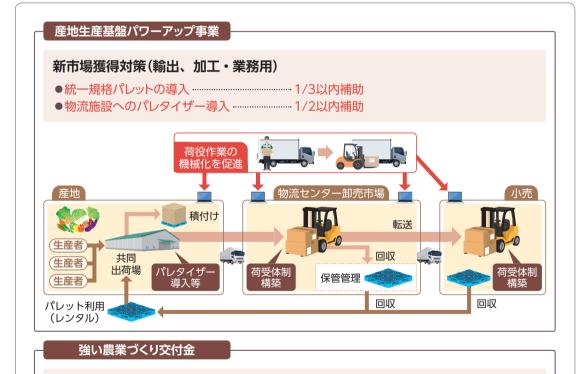
課 題

ISSUES

- △生産資材費の高止まりや自然災害、販売価格の乱高下により、経営・所得が不安定な状況にあるなか、中長期的な経営安定対策が必要である。
- B高い生産技術の伝承が十分でなく生産技術力の低下が危惧されている。
- ■さとうきびおよびでん粉用かんしょなどの甘味資源作物は、台風などの自然災害の多い地域において、他に変えることのできない防災営農作物であるので、万全な予算措置が必要である。
- ■我が国で発生報告のなかった新たな病害虫への対策が必要不可欠である。
- ■果樹は新植・改植で多額の費用がかかるうえ、未収期間が長い。
- ■輸送トラック確保や輸送費の高騰が問題となっている。

▶物流にかかる既存制度での対策例

資料:農水省HPから全中作成



●集出荷施設の再編・整備や、供給調整のためのストックポイント整備等を総合的に支援

モデルの確立

新たな生産事業モデル確立支援

●助成対象:推進事業、農業用機械、施設

(耐用年数5年以上)

●補助率:定額、1/2以内

●上限額:推進事業5,000万円



解決策	SOLUTION

解決策 \ SOLUTION
I. 個人・JA青年部としての取り組み
①青果の流通・価格形成などの販売にかかる仕組みを積極的に学ぶ機会を作る。 ―――――
②消費者に選ばれる作物・商品を生産するため、相互の技術交換や合同研修の開催などにより
生産技術の一層の向上に努める。
II. JAと一体となった取り組み
①JAと販売にかかる情報と問題の共有化を図り、ニーズに迅速に対応できるよう、結束力と
行動力のある部会をつくりブランド化を図る。
②JA全農を中心として「産地間競争」から「産地間リレー」による販売に全国規模で取り組む。
③近年急速に需要が増している加工・業務用の野菜・果樹の生産を強化・拡大するとともに
JAグループが一体となった販売提案を実施するよう働きかける。
④JA全農の営農技術センターおよび新技術の開発に取り組む企業による実証試験と連携し
新技術の活用、生産性の向上、コスト低減に取り組む。
⑤ICT技術の導入を行い、営農技術のデータ化によって高い生産技術の伝承を促進する。 ——
AE
⑥青果物の輸出拡大に向け、行政などとも連携しながら、相手国のニーズ調査や流通コストの (**) **********************************
削減、鮮度保持、検疫対策などに取り組む。
⑦JA全農が取り組む「県域を越えた共同配送」等の物流合理化策等の充実を求める。
Ⅲ.行政に提案・要望すること
1 1 1 1 1 2 2 3 2 2 3 2 2 2 3 2 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 2 3 2 3 2 2 2 2 3 2 3 2
かる予算の拡充を提案する。
のでは、100mmの
文白味真ぶ下初の舟王屋に向けて日味真ぶ文刊並の女足確保と自然交告先王時の「ガな対象で 求めるとともに、糖価調整制度の堅持および制度運営に万全な予算措置を講ずることを要望
水のることでに、僧皿調整制度の整括のより制度建名に刃主は1/昇指直を調することを安全する。
3全国的に重大な病害虫の発生が確認された場合には、早急に徹底した調査と感染防止や根維

に向けた対応を行い、営農が再開できるよう十分な措置が迅速に行われるよう要望する。

④産地維持のため、行政による助成(産地パワーアップ事業等)をさらに充実するよう要望す

⑤輸送トラックの確保や輸送費の高騰は、様々な業界で課題となっており、課題解決のため行 04

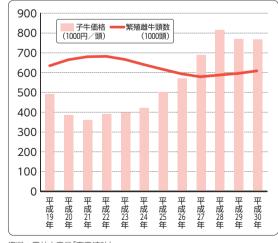
3 畜産・酪農について

課題(ISSUES

▲養豚業においてCSF(豚熱)が発生するなど、家畜伝染病による深刻な影響が畜産農家に生じている。さらに近隣諸国でASF(アフリカ豚熱)が発生し、我が国への侵入リスクが高くなっている。

- B外国産の安価な牛・豚・鶏肉・乳製品などの輸入量が増加し、畜産・酪農家の収入減少と、 関税削減などによる経営安定対策の財源不足も懸念される。
- ○牛肉輸出が拡大傾向にあるなか、輸出対応が可能なと畜場など国内施設は少なく、輸出体制が整った施設の拡充が必要である。
- ■耕畜連携による地域の循環型農業が期待されているが、①畜産・酪農地帯の近くに耕種農家が少なく堆肥の需給にミスマッチが生じている、②耕種農家が生産する自給飼料(WCS・飼料用米など)の収量と品質にバラつきがある、③国産稲わらの供給量不足などから、十分に機能していない。
- ■農業者の所得の向上について、飼料価格が高止まりするなか、①地域によっては、個人での規模拡大によるコスト低減や生産性の向上が限界を迎えつつある、②畜産物の地産地消が進んでいない、③国産牛肉の消費振興策が十分でないことへの対応が求められる。
- ■記備投資などの運転資金確保の困難さや子牛価格の高騰、今後の畜産情勢の不透明さといった問題から、規模拡大に踏み切れない。
- ⑥子牛価格の高騰や繁殖農家戸数の減少によって子牛の確保が困難となり、繁殖・肥育生産基盤が弱体化している。
- **□**国の施策は法人並びに大規模農家、家族経営を対象とした事業の拡充が図られてきている。 一方で、集団化が困難な地域や、家族経営においては将来に対する不安から、投資に向けた補助事業を十分に活用できず、畜産・酪農家戸数の減少や生産基盤の弱体化につながっている。
- ■親元就農だけでなく第三者に事業を継承して畜産生産・酪農を維持する必要がある。そのために空き畜舎の情報を集約し担い手にマッチングするなど、第三者継承による畜産物生産基盤の維持確保を進めていく必要がある。

▶繁殖雌牛頭数および子牛価格の推移



資料:農林水産省「畜産統計」・ 農畜産業振興機構「肉用子牛取引状況」

▶酪農家戸数推移



▶肉用牛飼養農家戸数推移



⑨良質粗飼料確保に向けた新技術開発および生産コスト増加に対する支援、安定基金制度の発動要件緩和を要望する。

⑩コントラクターの育成・教育をすすめるよう要望する。------

05 農業経営



基本的な考え方

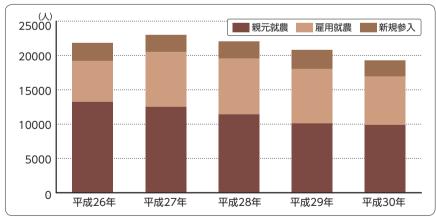
▶「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を図るためには、地域実態に応じた営農体系が必要である。

担い手(新規就農者・後継者)対策について

課題

- △技術的・経営的な不安から、農業が安定した産業として見られておらず、新規就農者が定着 しづらい。
- ■新規就農者に対する支援について、農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)は就農の入り口段階の支援に比べて、就農後の経営指導や経営展開支援といったその後の対応が十分ではない。
- **○事業承継がスムーズに行われず、後継者が農業経営に本格的に参画できていない場合がある。**
- ▶新規就農時には、初期設備投資や既存の農業施設を利用する場合の修繕に対する助成が十分でないことに加え、農地取得問題、技術習得に時間がかかるなど個人や、条件等による制度規制が多い。

▶49歳以下の新規就農者数



農林水産省「新規就農者調査」より

- ③後継者に安心して経営を引き継げるよう経営基盤を安定させるため、10年、20年後の経営を見据えた自らのビジョンを明確にし、新規作物や収益性の高い農産物の導入や規模の拡大などに取り組む。

Ⅱ. JAと一体となった取り組み

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

- ⑤後継者不足、担い手育成、地域活性化のため、婚活事業への支援や協力を要望する。┈┈ Ⅰ

農

業

終

党

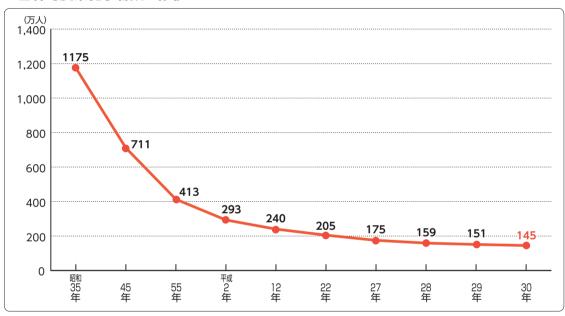
2 労働力対策について

課題

ISSUES

- △収穫・調整作業やJA施設での選果作業などにかかる人員が不足しており、地域内で募集をかけても人が集まりにくい。
- B雇用人材の技量向上までの育成期間での経済的負担が雇用拡大の妨げとなっている。
- ○農業における労働力不足は今後ますます深刻な課題になるばかりか、地域農業の維持や農地の保全、さらには地域の存続自体が危ぶまれる。法人化や規模拡大を計画している生産者の中で雇用者確保が進まず現状維持となる場合も多い。
- ■労働力不足の解決策となりうるスマート農業について、現場でまだ普及が進んでおらず、農業者の求めるスマート農業(機械・装置・システム)と開発側に相違がある場面がみられる。

基幹的農業従事者数の推移



資料:農林水産省

「農林業センサス」、「農業構造動態調査」



終

党

I. 個人・JA青年部としての取り組み

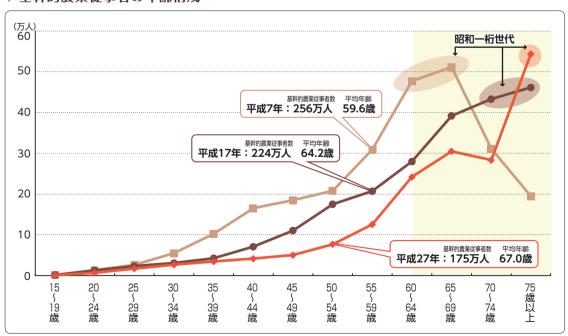
II. JAと一体となった取り組み

- ①JAが無料職業紹介事業許可を取得し、品目横断的に地域内の労働力を循環させる。…ABC

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

- ①労働力不足の解消と地域雇用の創出に向け、「農の雇用事業」だけでなく、農業分野における 労働力確保や人材育成、雇用助成などの支援拡充に資する新たな対策を要望する。 --- ABC

▶基幹的農業従事者の年齢構成



資料:農林水産省 「農林業センサス」 農

業

終

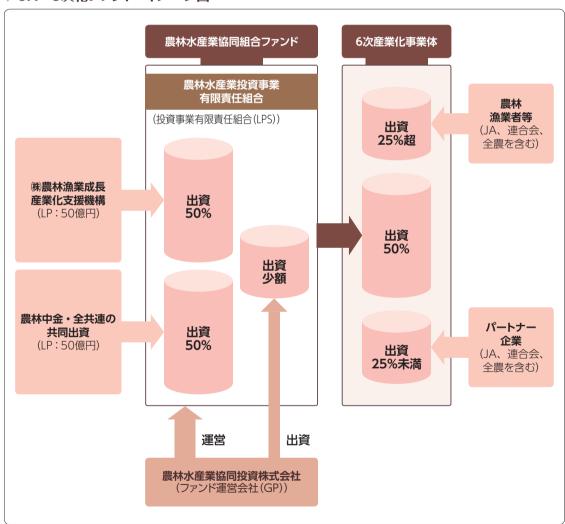
3 販売力強化について

課 題 ISSUES

- △生産資材価格の高騰や人件費・増税といった生産コストが増加するなか、適正価格を下回る 価格での取引を余儀なくされ、販売価格に転嫁することが十分にできていない。
- B現状のJAを通しての市場出荷では、個人の生産努力が十分に反映されない場合がある。
- ☑農畜産物のブランド化を図っているが、消費者に対して十分に浸透していない。
- ▶農畜産物の輸出については、流通コストが高くなる場合が多く、所得向上に反映されにくい。 また、品質劣化や検疫などのリスクもある。
- ■所得向上や規格外の農産物を有効活用するために6次産業化に興味を持つ者は多いが、一方で初期投資や新たな技術が必要なため取り組みに躊躇する者が多いのが現状である。

▶JA・6次化ファンド イメージ図

資料提供: JA全中



II. JAと一体となった取り組み

- ②近隣のJA間での集出荷施設の共同利用によるコスト削減や、全国各地の産地間リレーなどのJA間連携の強化により、農畜産物の安定出荷および適正価格の安定化を目指す。 ------- AIB
- ④行政や地元商工業者との連携により、農畜産物や加工品の地域ブランドを確立し、アンテナショップ等でのPRの実施やJAの販売戦略のもと知名度を上げることで差別化を図る。 ── ■

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

- ②輸出拡大に向け、輸送コストや出荷リスクを低減し、所得増大に資する体制構築を求める。



農

業

終

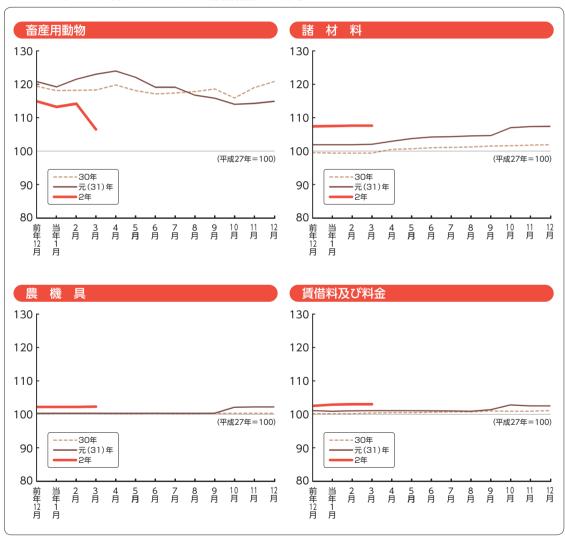
党

4 生産資材の価格低減と安定供給について

課 題 ISSUES

- △生産資材価格の高騰や人件費・増税といった生産コストが増加するなか、販売価格に転嫁することが十分にできていない。
- B施設園芸において、材料費、工事費とも価格が上昇しており、経営を圧迫している。
- CJAの資材共同購入において、JA合併によるスケールメリットの効果が十分に出ていない。
- ■免税軽油制度および農業用A重油の免税措置が廃止されると、農業経営に与える影響は大きい。

▶主な農業生産資材の類別・月別価格指数の推移(直近3年間)



資料:農林水産省

「農林水産統計・農業物価指数(令和2年3月)」

I. 個人	AL.	青年部と	-1,70	の取り組み
- 1 12/				790 J IIII

1)肥料・農薬に関する知識を高め、	上壌診断を活用して過剰施肥を防ぎ、	農薬の適期散布を行
うことで、コスト低減に取り組む。		AC

II. JAと一体となった取り組み

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

- ①農業機械購入時の負担を軽減するため、農業機械・施設にかかる助成事業の拡充に加え、 ディーゼル規制に対応したエコポイントのような制度の農業分野への導入を要望する。



農

業

終

営

5 営農指導の強化について

課題

- △営農指導員の減少により、生産者への情報提供や新しい技術指導対応、巡回業務などが十分ではない。
- B営農指導員や営農センターの職員は人事異動が早く、専門的な知識を十分に得ることができないことから、地域に即した指導ができていない場合がある。
- ■生産部会員の減少や高齢化などにより、生産力が低下しており、事業承継や法人化への対応が求められている。

▶農業技術や経営等の指導を農協が実施することの必要性の調査

区 分	回答者数	農協が実施する 必要がある	農協は実施 しなくてもよい	分からない	無回答			
計	1,149人	85.0%	9.0%	4.8%	1.2%			
営農部門別								
稲作	479	86.8	8.6	3.5	1.0			
野菜	297	85.5	7.7	5.1	1.7			
果樹	132	84.1	6.8	7.6	1.5			
その他作物	124	79.0	12.9	6.5	1.6			
畜 産	117	83.8	12.0	4.3	_			
販売金額規模別								
300万円未満	306	85.3	8.2	4.6	2.0			
300~500万円	125	87.2	7.2	4.0	1.6			
500~700万円	93	87.1	6.5	5.4	1.1			
700~1,000万円	135	85.2	7.4	6.7	0.7			
1,000~2,000万円	216	84.3	9.3	5.1	1.4			
2,000~3,000万円	100	78.0	15.0	7.0				
3,000万円以上	174	86.8	10.3	2.3	0.6			
経営体種類別								
個 人	1,038	84.9	9.2	4.6	1.3			
法人	111	86.5	6.3	6.3	0.9			
全国農業地域別								
北海道	22	86.4	4.5	9.1				
東北	196	88.8	8.7	2.6				
北陸	93	83.9	10.8	5.4				
関東・東山	244	80.3	10.2	6.1	3.3			
東海	97	89.7	3.1	6.2	1.0			
近畿	119	84.0	10.9	3.4	1.7			
中 国	116	87.9	6.0	6.0	-			
匹 玉	82	84.1	11.0	4.9	-			
九州	170	84.7	9.4	4.1	1.8			

資料:農林水産省

「平成28年度 農業協同組合に関する意識・意向調査」(農業者モニター1,149人から回答)

T	個人	· . I Δ	青年部	1	.70	り取り	り組み
				_	,	<i></i>	

①営農指導員に対し、	営農における経験的な情報を提供す	ることで、	農業者が営農指導員を育
成する。			В

II. JAと一体となった取り組み

Ⅲ. 行政に提案・要望すること



農

業

終

党

6 農作業安全確保について

課 題 ISSUES

- △65歳以上の農業就業人口が増加し、農業者の高齢化が進行しているなか、操作ミス等、農作業による死亡事故は全国で274件(平成30年度)発生しており、高齢者による農作業事故の割合が高い。
- B農機具の基本操作や安全マニュアルを学ぶ機会が少ない。
- ご農業者として未永く活躍できるよう、事前に予測できるリスクを察知して回避できるよう常日頃から心掛け、自らの身体を健常に保つ必要がある。
- ▶農道に一般車の乗り入れが増えている。

労災保険特別加入制度(農業)加入者数(平成27年)

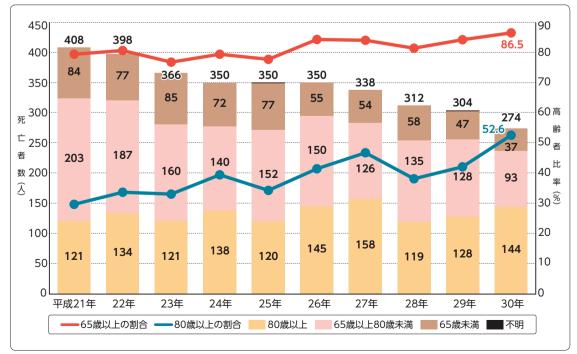
12.8万人(農業就業人口の約6.1%)

参考:農林水産省「都道府県別労災保険特別加入制度加入者数」

- ※労災保険とは:労働者災害補償保険法に基づく公的制度であり、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行い、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。労働者以外にも、業務実態や、災害の発生状況からみてふさわしいと見なされる人に、特別加入が認められており、農業者も特別加入制度を利用することができる。後遺症・死亡等に関して、年金制度により生涯にわたる補償を受けることができる。
- ※農業者への労災保険制度適用に関しては、盟友の農業事故を発端として、昭和38年に静岡県青協委員長より 提案され、全青協としても強力な運動展開を行った結果実現したものである。
- ※制度加入の際には、近隣のJAもしくは県中央会が窓口となる場合が多いが、詳細については、厚生労働省ホームページもしくは労働基準監督署等で案内を受けることができる。

▶農作業死亡事故の発生状況

資料:農林水産省「平成30年に発生した農作業死亡事故の概要」



I. 個人・JA青年部としての取	lh	組み
------------------	----	----

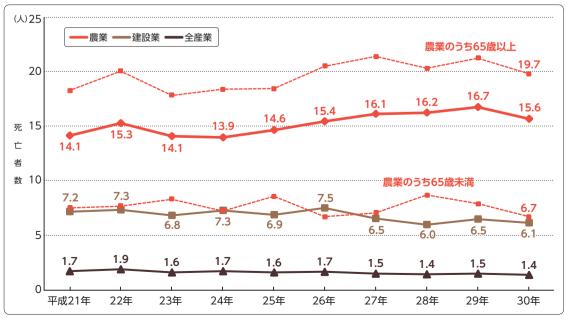
1農業機械などの安全	全使用やメンテナンス	に関する研修会を実施し、	後継者や地域農業者など
に参加を促す。			AB
②書年組織が積極的	ニ 吉掛けするたどし	三齢老の農作業重切等をま	一然に防止する活動を展開

II. JAと一体となった取り組み

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

▶10万人あたり死亡事故発生件数の推移

資料:農林水産省「平成30年に発生した農作業死亡事故の概要」



地

06 地域活性化



基本的は考え方

- ▶地域社会の中心的存在である農業者の減少は地域の衰退を招き、それに伴い、生産部会や青 年組織などの各組織の縮小が進行しており、将来的には耕作放棄地の増加などによって地域 社会の存続、農業の担う多面的機能の維持が危ぶまれることから、中山間地域の農業所得向 上や鳥獣害対策により、活力あふれる地域社会を目指す必要がある。
- ▶離島地域の課題について理解を深める必要がある。特に国境離島としての位置づけは極めて 重要で、離島の存在により我が国が国土のおよそ12倍にあたる管轄水域(領海と排他的経済 水域をあわせた水域)を領有するに至っており、これからも離島に人が住み続けるために、 基幹産業として農業を振興し島の魅力を発信していく必要がある。

人・農地プランの実質化に向けた対応について

課 題 ISSUES

- なっている。また、耕作放棄地にゴミ、産業廃棄物などが捨てられ、農村景観を悪化させる など、周囲の農地にも悪影響がある。
- B経営規模が拡大するにつれて収益性が問われた結果、条件の悪い農地が切り捨てられる。
- ⑤所有者不明農地を含め、耕作放棄地の情報が集約されていない。
- ▶地域の担い手である盟友や現役農業者へ耕作地が託されることで、日々の営農活動がまわら なくなる。また、条件の悪い農地だとしても受けざるを得ない状況も見受けられる。
- ■農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積において、受け手のニーズ・出し手のメリッ トを踏まえていない、受け手不足により機構が受け入れを停止している、形式的に機構を通 すだけになっているといったケースがある。
- ▶ 一岸 常地の集積により個々の経営規模が大きくなっているが、集約できていないためスケールメ リットが発揮しきれていない。
- ⑤基盤整備事業については地域での集積率等条件が現状に合っていない場合もあり、事業の活 用が難しくなっている。
- ■過去基盤整備が入った農地も設備の老朽化が深刻であり、耕作放棄につながっている事例が みられる。
- ■基盤整備は地権者負担が大きいため、基盤整備が進まない。

▶所有者不明農地(耕作放棄地となる恐れが高い)の現状

全農地

▶約447万ha

相続未登記およびその おそれのある農地

93.4万ha (全体の約2割) 農地中間管理機構への 利用権設定利用事例

0.56ha

資料:農林水産省「相続未登記農地等の実態調査」および2017年11月21日付農業協同組合新聞

地

域活

性化

I. 個人・JA青年部としての取り組み

①人・農地プランを活用し、地域の話し合いに積極的に参加する。……

A~1

II. JAと一体となった取り組み

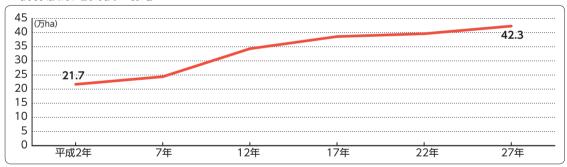
- ③作業オペレーター組織を結成して作業受託し、情報を一括管理しながら、機械などの貸出や 景観作物事業による耕作放棄地の減少に取り組む。

Ⅲ、行政に提案・要望すること

- - Α
- ③人・農地プランを活用し積極的な情報発信、とりわけ農地の受け手、出し手が農地中間管理機構を活用するメリットを明確に伝えることにより、担い手への集約化を推進する。… **国**

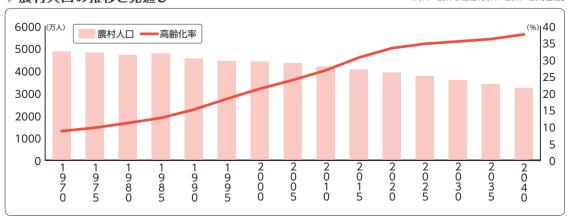
▶耕作放棄地面積の推移

資料:農林水産省「農林業センサス」



▶農村人口の推移と見通し

資料:農林水産省「食料・農業・農村白書」



地

域

活性

化

2 中山間地の農業について

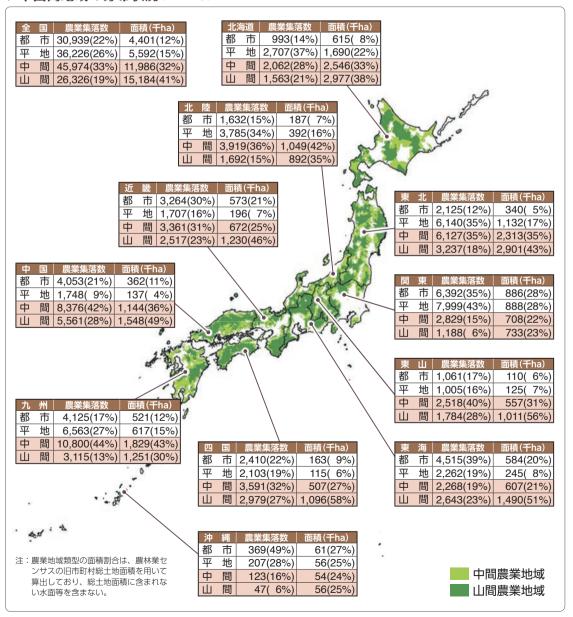
課題

△中山間地域においては、過疎の傾向も強く、農業が果たしている多面的機能の維持が困難な 状態である。

- B中山間地の圃場は平場と比較して条件不利地が多く、離農・耕作放棄地の割合も増加している。しかし、河川の上流地域である中山間地農業の衰退は、治水や農業用水の供給等、下流地域の生活へも悪影響を及ぼす可能性がある。
- ■経営規模拡大による競争力強化を求められるが、耕作放棄地や山間部農地は作業効率の悪化につながることから、農地集積だけでは競争力強化にはつながらない。

▶中山間地域の分布状況(2005年)

資料:農林水産省「中山間地域の分布状況(2005年)」



解決策		SOLUTION

①中山間地の特性を生かした農作物を生産し	、収益向上を図る。		C
----------------------	-----------	--	---

2中山間地が持つ公益的機能を地域へ伝え、その重要性を発信する。

II. JAと一体となった取り組み

- ①人・農地プラン、地域営農ビジョンの取り組みを強化し、分散した農地や高齢化などによっ て発生する貸付・委託農地を地域の担い手に集積する取り組みを進めることにより、集落営 農の充実を行う。------
- ②地域における集落営農や法人化を進めることにより、多面的機能の維持に向けた管理を行
- ③ブリーンツーリズム(農泊等)を取り入れて、地域の活性化を図る。 -----

- ①人・農地プランの取り組みの強化・継続を行い、棚田を文化として捉え、中山間地の農業お
- ③国土保全の観点から中川間地を守る農業者の現状(人手不足等)を把握した上で、中川間地域 等直接支払制度をさらに充実させるなど、中山間地でも農業や地域コミュニティを維持でき



地

域

活

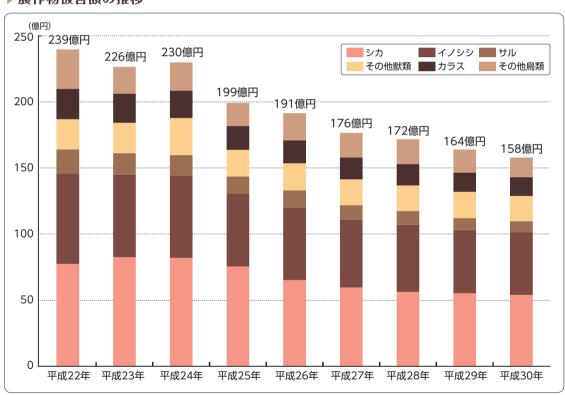
3 鳥獣害対策について

課 題

ISSUES

- △鳥獣被害金額は全国で158億円(平成30年度)にもなっており、農業経営を圧迫するほか、 営農意欲の減退や耕作放棄につながることが懸念される。
- **B**個人の農地で柵やわなの設置を行っているが、周りと協力して取り組まないと、自分の農地は守れても、周りが生息地となってしまう。
- ご狩猟免許の取得にかかる要件が厳しく、狩猟免許の更新、狩猟者登録にかかる費用負担も大きい。また、捕獲資材が高価で多額の費用がかかる上、見回りが大きな労力的負担となる。
- ▶狩猟した鳥獣は全てがジビエに利用されるわけではなく、殺処分した鳥獣を破棄する場所も限られており、処分に困る。
- ■近隣住民の鳥獣害に対する理解がなく、対処が難しい場合がある。

▶農作物被害額の推移



資料:農林水産省「鳥獣被害の現状と対策」

解決策

II. JAと一体となった取り組み

- ④鳥獣被害への補償の継続・拡充について要望する。────────────────
- ⑤鳥獣被害対策における技術人材育成を行うよう要望する。───────────
- ⑦一連の対策にあたり、国の鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の活用を要望する。 --- △~ 🖪



地

域

活

性化

4 離島農業について

課 題 ISSUES

△離島における物資の供給および農産物等の出荷は、船舶等の限られた交通手段に依拠せざる を得ず、不利な状況にある。台風等による欠航で、家畜飼料をはじめ必要な資材供給が寸断 され、また農畜産物を出荷できず廃棄せざるを得なくなるなど被害発生に繋がる。その他、 復旧が遅れる原因にもなる。

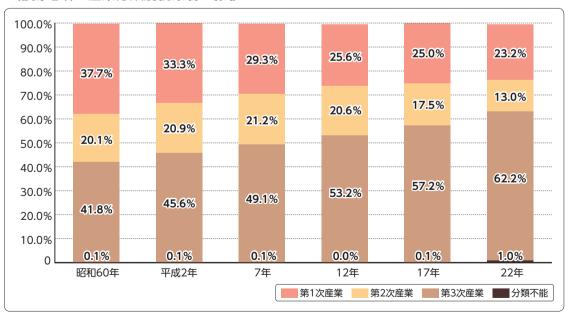
- B条件不利地のため島外との間の運送費が高く、経営上十分な利益が得られない。
- **ℂ**島の魅力を日本全国にPRする必要があるが、JA青年部単独では難しい。

▶離島地域の産業分類別就業者数の推移

項 目	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年
第1次産業	121,005人	94,284人	80,230人	59,956人	51,763人	41,796人
第2次産業	64,194人	58,803人	57,199人	47,045人	36,102人	22,959人
第3次産業	133,388人	128,637人	132,586人	121,643人	117,903人	109,441人
分類不能	174人	146人	160人	106人	309人	1,830人
計	318,761人	281,870人	270,175人	228,750人	206,077人	176,026人

資料: 国土交通省「平成29年度政策レビュー 離島地域における振興施策(平成29年10月)」

▶離島地域の産業分類別就業者の推移



資料:国土交通省「平成29年度政策レビュー 離島地域における振興施策(平成29年10月)」

※H25年に指定追加された6島(滋賀県沖島、岡山県前島、広島県似島、香川県小豆島、沖之島、愛媛県輿居島)の数値を含まない。

地

活

性化

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ②本土における各種催しや展示会等に出向くといった人的活動では限界があるため、SNS等を活用しながら島の魅力や離島課題を伝え、観光客にとどまらず関係人口、移住者の増加とともに労働力確保に繋げる。

II. JAと一体となった取り組み

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

▶農林水産業生産額の推移(各年1月~12月)



資料:国土交通省「平成29年度政策レビュー 離島地域における振興施策(平成29年10月)」

※H25年に指定追加された6島(滋賀県沖島、岡山県前島、広島県似島、香川県小豆島、沖之島、愛媛県輿居島)の数値を含まない。

07 都市農業



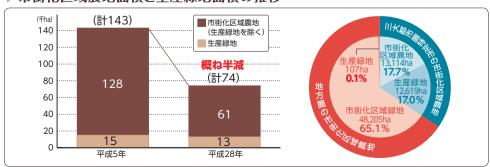
基本的な考え方

- ▶相続税や固定資産税など都市農地に対する課税に対し、JA全青協では1970年代より私たちの営農と生活を守る取り組みをすすめ、都市農地における相続税納税猶予制度をはじめ、成果を勝ち取ってきており、引き続き取り組みをすすめる必要がある。
- ▶平成27年4月に成立した都市農業振興基本法に基づき、平成28年5月、国の都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農業の多様な機能が農業政策・都市政策の両面から高く評価された。一方、都市農業振興に向けた具体的な取り組みの実践は、各地方公共団体が策定する「都市農業振興地方計画(以下「地方計画」)」が鍵を握るが、その策定は努力義務となっているので策定を働きかけていく必要がある。
- ▶特に平成30年4月に施行された「特定生産緑地」について、指定から30年を経過し期限を迎える生産緑地の所有者に対し、指定を受けるように周知徹底の運動を展開する必要がある。
- ▶平成30年9月には都市農地の貸借円滑化に関する法律が施行し、都市農地の保全と利活用に とって大きな前進となり、引き続き活性化に繋がる取り組みが必要である。

課 題 lssues

- ▲市街化区域農地は全国に約7万haしかなく、相続や担い手不足などを原因に毎年2~3千ha ずつ減少している。
- ▶市街化区域農地の過半数を占めている地方圏(三大都市圏特定市を除く地域)の市街化区域農地は、大多数の自治体で生産緑地制度が導入されていない。年々固定資産税などの負担が増すなか、やる気があっても農業経営の継続が困難な状況に追い込まれている。
- ☑平成27年適用の相続税法改正等によって相続税の負担も増えており、ますます相続時に農地を手放さざるを得ない状況になることが危惧されている。
- ■効率的な農業経営を進めるための集約が実質的に不可能など、農業を続けていくに際して、 相続税・固定資産税など、制度上不都合な点が多い。また、都市農業を次世代につないでい くために、担い手の経営を支援する制度が必要不可欠である。
- ■都市農地の多面的機能の認識不足や農業そのものに対する理解不足を要因として、農薬散布 や農作業時の騒音・土埃の発生などに地域住民の理解が得られず、苦情に発展する。

▶市街化区域農地面積と生産緑地面積の推移



資料提供:JA全中

- ①都市農業振興のために整備されている法制度や税制について、勉強会を開催するなど盟友間 で共有し、積極的に活用する。------ABCD
- ②周辺環境を考慮した営農形態・作業技術の確立のほか、直売や学校給食などを通じて、新鮮
- ③災害発生時に都市住民の一時避難先としての使用を認める「防災協力農地」の指定拡大に取り 組む。有事の場合には、井戸水や生産している農産物を近隣住民に提供し、農地において炊 き出しを行うなどの機能発揮を率先して果たす。

II. JAと一体となった取り組み

- ①都市農業・都市農地の機能は、市民の快適でより良い暮らしを支える観点から都市に必要不
- ②食農教育活動の担い手として、JAと一体となって、地域の教育機関などとのネットワーク
- ③体験農園や観光農園、福祉農園、援農ボランティアなど、市民が農業と触れ合う機会をつく り、都市農業に対する理解を深めていただき、農業振興の応援団を作る。
- ④都市農地の貸借円滑化に関する法律を活用して意欲ある担い手に農地を集約できるようJA

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

- ①地方公共団体は、都市農業振興の実践に必要な「地方計画」を可能な限り早期に策定するこ と、また、都市部における営農継続に不可欠な生産緑地制度について現在制度がほとんど導 入されていない地方圏も含めて積極的な活用を検討すること。国は、農林水産省・国土交通 省が連携して地方公共団体に対し、「地方計画|の策定や生産緑地制度の活用を積極的に働き
- ②自治体によっては生産緑地の再指定および追加指定、下限面積の緩和が認められていない現 状があるため、制度の柔軟な運用を促すよう自治体に対し働きかけを行うことを要望する。
- ③貴重な都市農地をできるだけ減らさず、農業後継者に引き継いでいけるよう、相続税納税猶
- ④屋敷林は相続税納税猶予制度の適用対象となる農地に含まれておらず、その納税のために他 の農地を売却して納税資金を確保することによって農地減少につながっている現状がある。 こうした課題に対し小規模宅地等の特例を活用できるか現行事業用地の限度面積である400 mでは農地減少に歯止めがかからない状況であることから面積の拡充を要望する。····**△○**□

▶ 生産緑地とそれ以外の地域における税制の状況について

資料提供:JA全中

	三大都市圏特定市	三大都市圏特定市以外の市町村
市街化区域内農地	固定資産税 <mark>⇒宅地並み評価・課税</mark> 相続税納税猶予制度 <mark>→適用不可</mark>	固定資産税 <mark>→宅地並み評価・</mark> 農地に準じた課税 相続税納税猶予制度→20年営農で免除
生産緑地	固定資産税 ⇒農地評価・課税 相続税納税猶予制度 ⇒終身営農で免除	固定資産税 ⇒農地評価・課税 相続税納税猶予制度 ⇒終身営農で免除
一般の農地	固定資産税→農地評価・課税 相	続税納税猶予制度 <mark>→終身営農で免除</mark>

08 食と農の理解促進

基本的な考え方

- ▶農業はいのちを繋ぐ食を提供するための重要な産業であり、食料安全保障の観点から食料自給率を向上させる必要があることを、次世代を担う子どもたちを中心に広く消費者に理解を求め、国産あるいは地元産の農畜産物への適正な価値を認めてもらう必要がある。
- ▶日本や地域の「食」と「農」を学習する機会を通じて、多面的機能を有する農業と伝統的な食文化の結びつきを身近に感じ、国民が一体となって農業を応援する国づくりを目指す必要がある。
- ▶消費者の抱く農業に対するイメージと日本農業の実態が乖離していることから、現状について正しく知ってもらう必要がある。

1 食料自給率について

課題

- △日本の食料自給率はカロリーベースで37%と先進国のなかで最低であり、世界の食料市場は中長期的にみると、不足する事が懸念されているなか、海外に依存し続けるのは食料安全保障上、非常に危険である。
- ■国際自由貿易を加速化させる動きのなか、政府が掲げるカロリーベースで45%の食料自給率の実現に向けて、達成への道筋が不明確である。

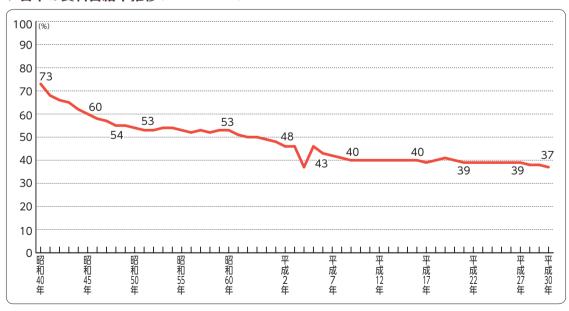


II. JAと一体となった取り組み

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

- ①[2025年に食料自給率を45%まで引き上げる]とした政府の目標を達成するための具体的かつ実効性のある政策展開および工程表の明示を要望する。
- 2消費者が国産農畜産物を選択できるよう、外食での原料原産地表示の義務化を要望する。
- ③学校給食における国産農畜産物の使用率向上のための施策を講じるよう要望する。 -------AB

▶日本の食料自給率推移(カロリーベース)



資料:農林水産省「食料需給表」

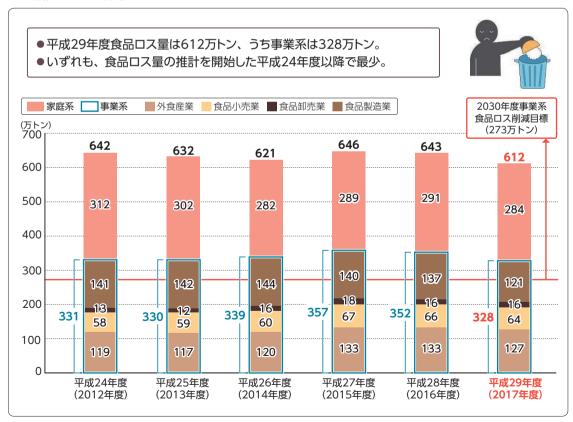
08

2 食農教育について

課 題 ISSUES

- △食育基本法に基づく食育活動は「農」について学ぶ要素が少ない。
- B生産者が現代の食農教育や食文化の普及、地産地消について学ぶ機会を増やす必要がある。
- ■農業体験の多くは断片的な作業に限られ、実際の総合的な農業と最新機械技術まで知ることが出来ず、理解や興味に繋がらない。
- ▶食農教育の現場では保護者参加型の取り組みが少なく、行政・教育関係者・地域と連携した 更なる取り組みが必要である。
- ■生産者単独では経済的、時間的、労力的な制約があり、食農教育の取り組みの範囲に限界が見られ、消費者に農業のことを直接アピールできていない。
- 算味期限切れや食べ残しなどにより、食べられるはずだった食品が廃棄されてしまい、フードロスが問題となっている。
- **G**環境への配慮として、フードマイレージの観点から地産地消の取り組みを強化する必要がある。

▶食品口ス量の推移(平成24~29年度)



資料:農林水産省「日本の食品ロスの状況(平成29年度)」

----E

- ③消費者に対してSNSや動画などを活用し、農業の現状や食の大切さについて理解を深めてもらう活動を展開する。
 DEFIG

II. JAと一体となった取り組み

- ④食農教育の強化や農業振興に資するよう、ふるさと納税などを有効活用することを要望する。
- ⑤年間612万t (平成29年度) になる食品ロスの問題について、売れ残った商品の対処法を義務づけるなど、生産者との対話のもと、国主導で食品業界や消費者意識を変革していくことを要望する。

[※]食品ロスを減らすため「宴会の開始から30分と閉宴10分前には席に座って食事を楽しもう」という運動で、2011年に長野県松本市で始まったとされている。

09 食の安全確保対策

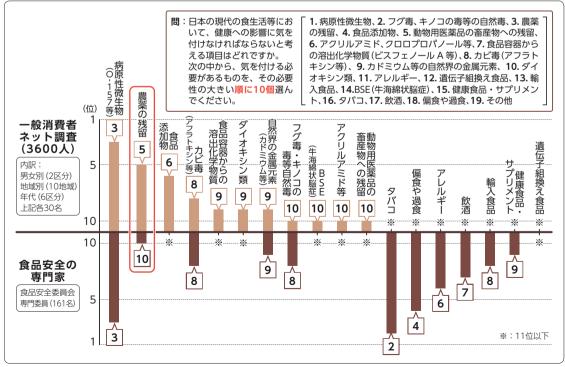
基本的な考え方

- ▶食品・産地偽装、残留農薬問題、食物アレルギーなどにより、消費者の食に対する関心が高まっているため、食の安全に対する理解を浸透させるとともに、自らも適切な農薬使用に努める必要がある。
- ▶今後国際自由貿易などによる、輸入農畜産物および加工品の急増が見込まれるなか、国ごとに安全性の基準が異なり、食の安全確保が脅かされることが懸念されるため、防疫体制の強化が必要である。

課 類

- ▲すべての加工品に対して原料原産地表示が義務付けられているが、引き続き消費者へ正しい 情報が伝わるよう表示義務を拡大し、食の安全確保をさらに前進させる必要がある。
- B遺伝子組み換え作物やゲノム編集作物について情報が不足し、消費者に不安が残っている。
- ■農薬・抗生物質を適正に使用した農畜産物は、安全であることが消費者から理解されていない。
- ▶残留農薬問題や添加物、遺伝子組み換えなど、国際自由貿易は食の安全に関して大きな脅威となることが危惧されている。

▶健康への影響に気を付けるべきと考える項目の順位(中央値)



資料:内閣府「食品安全委員会における農薬の食品健康影響評価について」

①遺伝子組み換え作物やゲノム編集作物について積	極的に情報を収集する。
②ドリフトなどの農薬使用時の注意点を学習し、国	圃場管理や農地周辺の清掃にも取り組む。
③適正な農薬管理などにより安全な農畜産物を生産	でする。

Ⅱ. JAと一体となった取り組み

- ①農薬の適正使用の講習会を引き続き定期的に開催する。 ------
- ②トレーサビリティを強化し、事故発生時の原因特定および迅速な回収体制を構築する。

③JA・組合員が集荷・牛産する農畜産物が今後国内外に販路を確立・拡大していくために、 JAや生産部会等はHACCPやGAP手法にもとづく取り組みを進め、食の安全に対する意識を 強化する。 ……………

- ②消費者に原産国が分かるよう、外食産業における原料原産地表示の義務化を要望するととも



10 自然災害への対応について

基本的な考え方

- ▶地震や台風、豪雨、豪雪、猛暑といった自然災害が近年多発する傾向にあり、営農活動の大きな障害となっている。
- ▶深刻な災害が起きてしまうと、長期的な避難生活や復旧作業などから、営農再開までに時間 も資金も必要となり、離農してしまう場合も多くあることから、長期的な支援を施す必要が ある。

1 防災・減災について

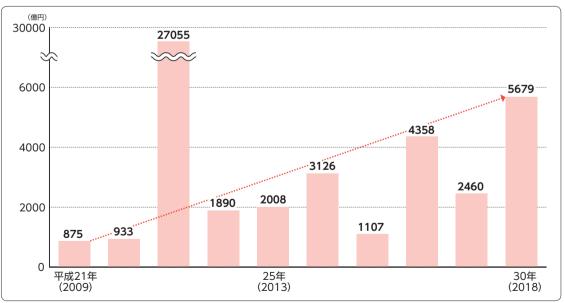
課題

ISSUES

- ▲自然災害の発生により、農畜産物を安定供給するための産地としての生産基盤が脅かされる。
- ■人口密集地においては、災害発生時における避難場所の確保など、農地の多面的機能の発揮は地域住民から求められており、その機能を地域で発揮するための支援が必要である。

▶過去10年の農林水産関係被害額

資料:農林水産省 「平成30年度 食料・農業・農村の動向」



注:平成31(2019)年1月28日時点

Ι		個人	• JA青年部	3として	の取り	組み
---	--	----	---------	------	-----	----

①これまでに発生した自然災害による被害状況を学び、ハウスなどの施設強化などの事前対策 を講じる。
②青年組織SNS等を活用し、災害時速やかに盟友に呼びかける連絡体制を整える。
II. JAと一体となった取り組み
①備えとして、資材物資を確保し、地域間で融通し合う体制の整備を行う。
②「ボランティアネットワーク」を整備するなど、周辺で災害があった際にはすぐに正確な情報
を提供し、迅速に人員を配置できるような仕組みづくりを行う。
4過去の経験を生かし、食料、燃料の備蓄を行う。 B

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

①気候変動にも耐えうる新たな品種開発に向け、試験研究を継続的に行なうことを要望する。

③JAと行政が一体となり、すべての災害に対応した統一の被害調査方法(マニュアル)を策定する。また、災害発生時にはそれに基づき、迅速に被害調査を行い、同時に関係機関と連携し、素早い復旧復興に向けた要請活動を行う。



10

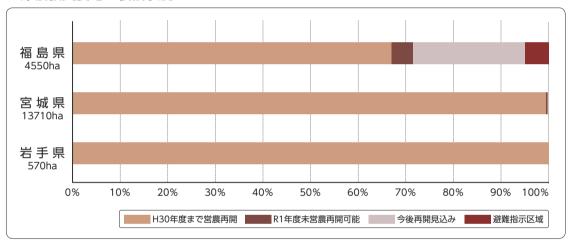
2 災害からの復興について

課 題 ISSUES

△被災地域においては営農再開が困難なほどの被害も数多く発生し、営農再開、農業経営の再建には、インフラ整備などの多くの段階を要する。

- B時間の経過とともに被災地のニーズが変化していると同時に、被災地の現状の情報発信のみならず、支援する側も被災地の復興情報を把握しておらず、復興の現状がわかりづらい。
- ②原発事故により営農再開が遅々として進まず、農畜産物に対する風評被害もあり、震災前に 農家であった若手担い手が戻ることができていない。また、高齢化と離農が進み、耕作放棄 地が拡大している。
- ▶地域単位で耕作不能地が発生した場合、再生可能エネルギー技術の導入も一つの方法である。その場合の土地種目変更や土地集積時等の名義管理・施設の維持管理が必要になる。

▶津波被災農地の復旧状況※農地転用除く



東北農政局調べ

- ①会議やイベントを開催する機会を設け、被災地の現状視察や情報交換と交流を行うとともに、"被災地の復興と発展に向けた活動"を風化させないためにも青年部活動を発信していく。

II. JAと一体となった取り組み

- ①会議やイベントを開催する機会を設け、被災地の現状視察や情報交換と交流を行うとともに、"被災地の復興と発展に向けた活動"を風化させないためにも青年部活動を発信していく。

- ④地域の特性や現場の声を反映させた再生可能エネルギーを推進することを要望するとともに 事業に伴う手続きの緩和を要望する。



II JA青年組織強化

基本的な考え方

- ▶若手農業者同士の「交流の場」「意見発信の場」としての青年部活動の担う役割は大きい。
- ▶地域・文化を守りながら豊かな社会を築き、次世代に引き継いでいく責務がある。
- ▶ポリシーブックを基軸にした活動を推進することによって組織数・盟友数の拡大を図りながら、青年部盟友の英知と行動力の結集、仲間との相互研鑽、次代を担うリーダー育成を通じて、青年組織のさらなる飛躍を目指す必要がある。
- ▶今後のJAへの経営参画に向け、協同組合をより深く理解する必要がある。

課 題 ISSUES

- AJA青年部活動の魅力や意義を伝えきれていないため、盟友数の減少が進んでいる。
- BJA合併による活動拠点の減少により結集力が低下し、青年部盟友としての意識が希薄になってきている。

▶JA青年組織盟友数推移 令和2年4月

JA全青協事務局まとめ

都道府県	H10 盟友数	H15 盟友数	H20 盟友数	H25 盟友数	H30 盟友数	H31 (R1) 盟友数	R2 盟友数	昨年 対比
北海道	8,939	7,542	7,626	7,496	6,977	6,784	6,469	-315
青森	2,027	1,302	1,031	1,056	1,305	1,295	1,274	-21
岩手	3,929	2,789	2,297	1,855	1,572	1,468	1,158	-310
宮城	3,954	2,980	2,546	2,208	1,829	1,775	1,724	-51
秋田	3,319	2,787	1,982	1,784	1,692	1,598	1,455	-143
山形	2,554	2,074	1,875	1,894	1,862	1,766	1,744	-22
福島	4,160	3,542	2,950	2,336	2,057	2,052	1,899	-153
ブロック計	28,882	23,016	20,307	18,629	17,294	16,738	15,723	-1,015
茨城	757	617	506	369	382	357	328	-29
栃木	3,056	2,672	2,099	1,761	1,488	1,638	1,558	-80
群馬	2,120	1,739	1,387	1,140	1,080	1,059	1,086	27
埼玉	761	772	750	757	1,057	1,125	992	-133
千葉	1,887	1,516	889	864	754	805	846	41
東京	2,264	2,227	2,085	1,997	1,932	1,915	1,881	-34
神奈川	1,807	1,720	1,653	1,714	1,569	1,585	1,540	-45
山梨								0
長野	2,547	1,774	1,285	1,137	1,190	1,071	1,012	-59
新潟	2,763	2,082	1,660	1,645	1,975	1,961	1,948	-13
ブロック計	17,962	15,119	12,314	11,384	11,427	11,516	11,191	-325
富山	6,858	6,092	3,470	2,950	2,421	2,421	2,243	-178
石川	4,681	3,895	2,071	1,463	1,125	1,106	1,008	-98
福井	1,971	1,886	1,843	1,986	1,874	1,854	1,903	49
岐阜	1,725	1,232	792	720	582	599	627	28
静岡	2,870	2,355	2,072	1,986	1,721	1,647	1,545	-102
愛知	1,297	1,201	862	964	978	959	944	-15
三重	300	192	155	82	69	80	75	-5
ブロック計	19,702	16,853	11,265	10,151	8,770	8,666	8,345	-321

都道 府県	H10 盟友数	H15 盟友数	H20 盟友数	H25 盟友数	H30 盟友数	H31 (R1) 盟友数	R2 盟友数	昨年 対比
滋賀	529	55	40	75	58	65	66	1
京都	305	464	536	514	488	498	489	-9
大阪		152	129	249	232	309	304	-5
兵庫	293	264	224	191	164	158	153	-5
奈良	78	585	235	259	239	233	237	4
和歌山	560	640	547	508	439	433	522	89
ブロック計	1,765	2,160	1,711	1,796	1,620	1,696	1,771	75
鳥取	512	547	508	450	410	354	359	5
島根	479	509	624	617	720	709	710	1
岡山	182	155	202	214	185	184	188	4
広島	641	559	527	584	599	607	638	31
山口	732	704	558	663	762	332	372	40
徳島	680	551	530	591	665	643	652	9
香川	1,060	843	823	745	635	642	657	15
愛媛	2,435	2,344	1,886	1,786	1,775	1,808	1,779	-29
高知	2,540	2,246	1,934	1,707	1,670	1,612	1,554	-58
ブロック計	9,261	8,458	7,592	7,357	7,421	6,891	6,909	18
福岡	3,431	2,905	2,510	2,205	1,905	1,815	1,750	-65
佐賀	3,170	2,789	2,262	2,088	2,013	1,913	1,860	-53
長崎	1,867	1,686	1,474	1,319	1,272	1,242	1,219	-23
熊本	6,755	5,263	4,090	3,608	3,158	3,001	2,958	-43
大分	149	97	89	55	57	57	53	-4
宮崎	2,444	2,224	1,945	1,817	1,649	1,603	1,602	-1
鹿児島	1,375	1,061	836	804	835	900	947	47
沖縄	388	373	532	600	633	612	590	-22
ブロック計	19,579	16,398	13,738	12,496	11,522	11,143	10,979	-164

A ==1	H10盟友数	H15盟友数	H20盟友数	H25盟友数	H30盟友数	H31(R1)盟友数	R2盟友数	昨年対比
全国計	97,151	82,004	66,927	61,813	58,054	56,650	54,918	-1,732

化

解決策
I. 個人・JA青年部としての取り組み
$oldsymbol{1}$ 情報提供や交流会などを通して、青年部活動のメリットを明確にする。 $oldsymbol{\Delta}$
②全ての支部組織において「地上」を活用した学習活動を行い、盟友の意識の高揚を図る。
AB
③単位組織においては盟友数増加に向け目標を設定し、達成に向けて取り組む。県域組織にお
いては組織率向上に向けて取り組む。
4 専業農家のみならず、兼業農家、女性農業者、4Hクラブなど多様な担い手とのコミュニケー
ション・情報交換の場を設け、青年部への加入を促進する。
⑤盟友数が増加しているJA青年組織の他、他団体の取り組みを学び組織力の向上に繋げる。□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
⑥JA全国青年大会やブロック青年大会、ポリシーブック研修会などへ積極的に参加して、取
● 5人生国有中人公でプログラーチャンス、ボラジーテラック・耐害公がと、特別のできた。● り組み事例を学ぶ。● AB
→ の で すが こう つ で で で で で で で で で で で で で で で で で で
II. JAと一体となった取り組み
①県域組織未加盟JAに対し、県域青年組織の活動情報の提供や懇談会を定期的に行い、また
都道府県中央会と県域青年組織が連携して出向くなど加盟を呼び掛ける。
②青年組織のないJAについても同様に出向き、青年組織の結成、県域組織への加盟に向けた
推進を行う。
③将来の農業者がいる関係学校・教育機関に対し、現場研修・訪問授業などを実施する。
④JA青年部活動について、JA広報誌やメディア、SNSなどを利用して広く周知する。 ―― AB
⑤都道府県域・全国域において、JA青年組織事務局を集めた研修会を開催する。
⑥JAにおける青年組織の位置づけを明確にし、JA役職員に青年部盟友の意見を繋ぐなど、青 年歌活動な主援する
年部活動を支援する。 <mark>AB</mark>

Ⅲ. 行政に提案・要望すること

JA全青協の概要

全国農協青年組織協議会(略称: JA全青協)は、46都道府 県のJA青年組織を会員とし、農業をよりどころとして豊か な地域社会を築くことを目的に、昭和29年(1954年)に設立 された全国組織です。

おおむね20歳から45歳までの、日本の農業を担う青年層が中心となっており、全国で約6万人の構成員(盟友)がいます。

JA青年組織綱領※ に基づき、わが国の国民に対して責任 ある農業者として、国民との相互理解に基づく政策提言や食 農教育、地域リーダーの育成などの活動を行っています。 **東表紙参照



JA 全 青 協 (全国農協青年組織協議会)

ホームページ

http://www.ja-youth.jp/

Facebook

https://www.facebook.com/ja.seinen

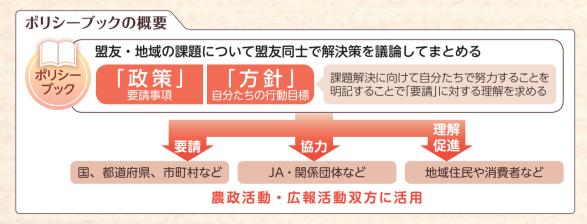


ポリシーブックとは?

JA全青協では、平成23年度より「ポリシーブック」の作成を開始しました。ポリシーブックを一言で表すと「JA青年部の政策・方針集」となりますが、その作成にあたっては現在の政策を出発点とするのではなく、JA青年部の盟友一人ひとりが営農や地域活動をしていくうえで抱えている課題や疑問点について、盟友同士で解決策を検討してとりまとめている点が特徴です。

また、そこには政策として要請することだけでなく、まず自分たちで解決に向けて努力し、 取り組むことが明記されています。つまり、「自分たちの行動目標」と「積み上げによる政策提案」の両方を備えたものがJA青年部の「ポリシーブック」となります。

JA全青協では平成22年度に北海道で先行取り組みを行い、平成23年度より全国的に「ポリシーブック」の作成に着手しています。平成24年度には、ポリシーブックの先進地である米国視察を行い、さらなる取り組みの強化に向けて全国の若手農業者が一体となって努力しています。



■ 行動目標としてのポリシーブック

ポリシーブックには、課題の解決策を政策として提言するだけでなく、まず自分たちで解決 に向けて取り組むことを明記しています。

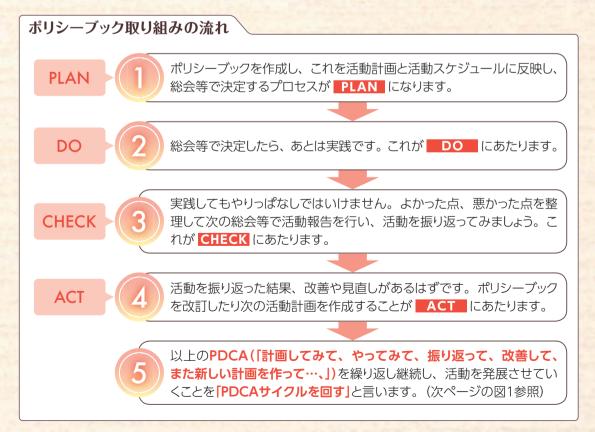
農業に関する要請を行うと、「また、農業団体が補助金欲しさに要請活動をしてるぞ」などといういわれなき批判をされることがしばしばありますが、課題解決に向けてまず自分たちが努力をしていくことで、わが国の責任ある農業者として、地域住民や消費者なども含めた幅広い関係者に理解を求めていきます。

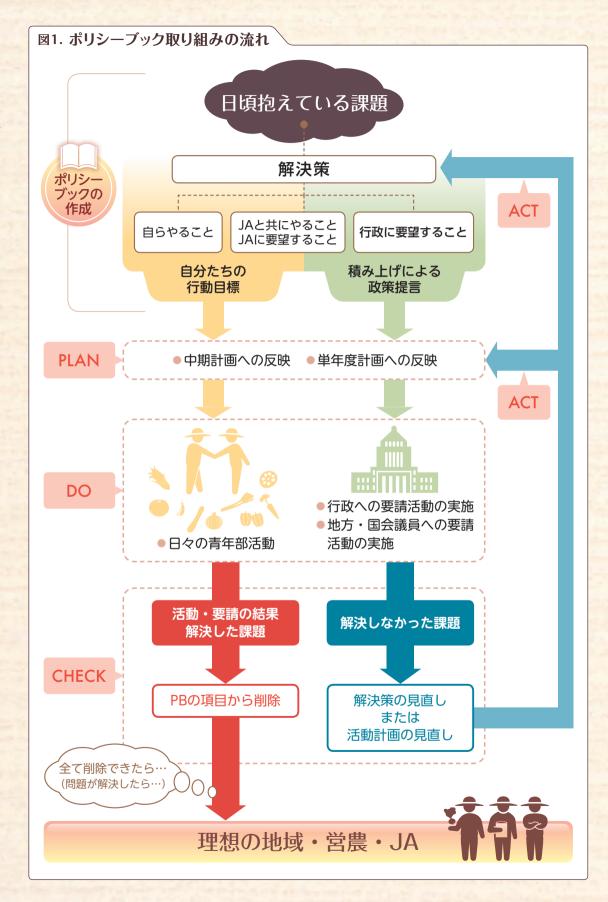
政策提案としてのポリシーブック

食料・農業・地域社会をとりまく状況が日々変わるなか、農業経営に大きく関わる課題について、与野党を二分するような議論となることが今後も想定されます。そうしたなかで、われわれ若手農業者の思いを対話を通じて伝えていくという、議員への働きかけによる農政運動の取り組みがより重要となります。

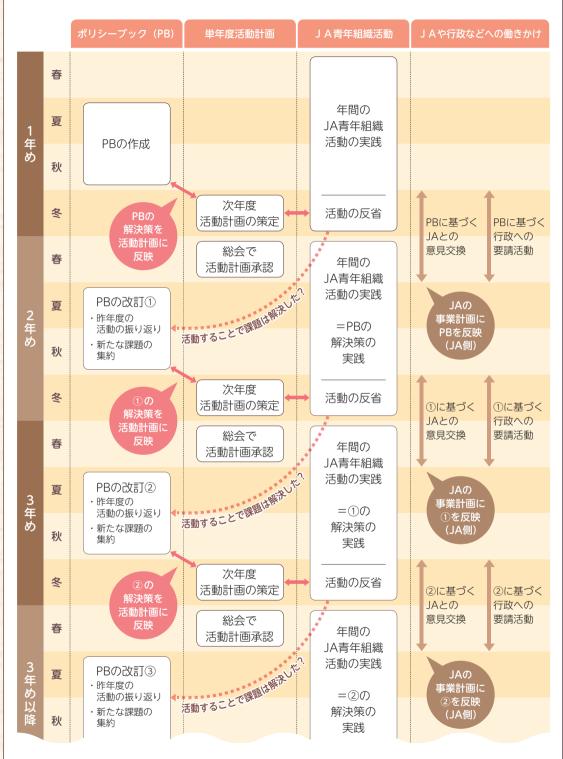
将来の日本農業を担う若手農業者が安定した農業経営を行うためには、農業政策の基本となる部分が制度的に安定していることが重要であり、政争の具とされることがあってはなりません。

そのためには、農業者の立場から農業政策について自らの考えを持ち、全国の現場の声を積み上げ、その政策を支持する国会議員を応援していくことが、長期的な視点で農業政策に自分たちの意見を反映させ、かつ安定した制度を築くために必要な取り組みと考えています。





ポリシーブック作成・活用のスケジュール例



JA青年組織では、1年の活動の振り返りを行い、次年度の活動計画を策定しますが、併せて活動がポリシーブックの解決策となっているかどうかを点検することがポイントです。ポリシーブックの改訂では、前年度の活動を振り返り、課題が解決したかどうか、課題が解決していない場合は、そもそも課題の設定や解決策が適切だったのかを考えてみる必要があるでしょう。

JA全青協 ポリシーブック2020 索引掲載用語一覧

あ行	新規就農者17,18,28,50	農福連携20
アクティブ・メンバーシップ01	水田活用の直接支払交付金12	
遺伝子組み換え作物43,44	水田フル活用ビジョン12	は行
遺伝資源・・・・・・05,06	スマート農業20,42	畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)
インボイス方式・・・・・・09,10	生産緑地制度37,38	11
営農指導員25,26	戦略作物07,08,11,12	人・農地プラン29,30,32
	相続税納税猶予制度37,38	フードマイレージ・・・・・・・41
か行	相続税法定相続分課税方式38	フードロス41
改正畜産経営安定法16		風評被害47,48
家族経営協定18	た行	ふるさと納税42
環境保全型農業直接支払07	第三者承継15,16	防疫体制 · · · · · · · · 16,43,44
甘味資源作物13,14	多面的機能支払07	防災営農作物13
基盤整備事業29	地域営農ビジョン32	防災協力農地38
グリーンツーリズム32	地域農業再生協議会11,12	
景観作物事業30	畜産クラスター事業04,16	ま行
ゲノム編集作物43,44	地産地消12,15,36,41,42	マーケットイン22
原料原産地表示40,43,44	中山間地域等直接支払07,32	免税軽油制度23
耕作放棄地29,30,31,47	鳥獸害対策29,33,34	
耕畜連携12,15,16	鳥獸被害防止総合対策事業費補助金	や行
コンタミ対策・・・・・・12	34	野菜価格安定制度06
コントラクター16	地理的表示16	
	糖価調整制度14	ら行
さ行	特定生産緑地・・・・・37	離島05,08,29,35,36
産地間リレー14,22	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	労災保険特別加入制度······28
産地パワーアップ事業04,14	36	
ジェネリック農薬24	都市農業振興基本法37	わ行
市街化区域農地37	都市農業振興地方計画37	ワークシェアリング20
事業承継17,18,25	都道府県農業再生協議会11,12	
ジビエ33	都市農地の貸借円滑化に関する法律	アルファベット・数字
収入減少影響緩和対策06	37,38	3010運動42
収入保険05,06,46	トレーサビリティ44	6次産業化・・・・・・16,21,22
集落営農30,32		ASF15
狩猟税34	な行	CSF15
条件不利地03,05,08,31,35	日本型直接支払制度07	GAP26,28,44
食育基本法41,42	農業次世代人材投資資金 · · · · · · · 17	HACCP44
食育推進基本計画42	農業用A重油······23	ICT技術······14
食農教育38,40,41,42,51	農作業事故 · · · · · · · · · · · · · · · · · 27,28	TAC02,18,26
食料安全保障03,04,39	農産物検査11,12	TPP関連対策······04
食料自給率03,39,40	農地中間管理機構 · · · · · · · · 29,30	WCS12,15,16
食料・農業・農村基本計画・・・・・・03	農の雇用事業20	

都道	府県	組織名	JA数	組織数	盟友数	組織化率※	H31(R1) 盟友数	盟友増減 R2-H31(R1)
	 毎道	北海道農協青年部協議会	108	105	6,469	97.2%	6,784	-315
青	森	青森県農協青年部協議会	100	9	1,274	90%	1,295	-21
岩	手	岩手県農協青年組織協議会	7	7	1,158	100%	1,468	-310
宮	城	宮城県農協青年連盟	10	12	1,724	90%	1,775	-51
秋	\square	秋田県農業協同組合青年部協議会	13	13	1,455	100%	1,598	-143
Ш	形	山形県農業協同組合青年組織協議会	15	14	1,744	93%	1,766	-22
福	島	福島県農業協同組合青年連盟	5	5	1,899	100%	2,052	-153
茨	城	茨城県農業協同組合青年連盟	17	5	328	24%	357	-29
栃	木	栃木県農協青年部連盟	10	10	1,558	100%	1,638	-80
群	馬	群馬県農協青年部協議会	15	12	1,086	80%	1,059	27
埼	玉	埼玉県農協青年部協議会	15	12	992	53%	1,125	-133
千	葉	千葉県農協青年部協議会	17	7	846	35%	805	41
東	京	JA東京青壮年組織協議会	14	13	1,881	93%	1,915	-34
神系	川奈	神奈川県農協青壮年部協議会	12	11	1,540	92%	1,585	-45
Ш	梨							
長	野	長野県農業協同組合青年部協議会	16	8	1,012	50%	1,071	-59
新	潟	新潟県農協青年連盟	23	11	1,948	48%	1,961	-13
富	Ш	JA富山県青壮年組織協議会	15	15	2,243	100%	2,421	-178
石	JH	石川県農協青壮年部協議会	16	10	1,008	63%	1,106	-98
福	井	福井県農協青壮年部協議会	2	1	1,903	50%	1,854	49
岐	阜	岐阜県農協青年部連絡協議会	7	5	627	71%	599	28
静	畄	静岡県農業協同組合青壮年連盟	17	15	1,545	88%	1,647	-102
愛	知	愛知県農協青年組織協議会	20	17	944	85%	959	-15
三	重	JA三重青年部	9	3	75	33%	80	-5
滋	賀	滋賀県農協青壮年部協議会	16	3	66	19%	65	1
京	都	京都府農協青壮年組織協議会	5	4	489	80%	498	-9
大	阪	大阪府農協青壮年組織協議会	14	3	304	21%	309	-5
兵	庫	兵庫県農協青壮年部協議会	14	5	153	29%	158	-5
奈	良	JAならけん青壮年部	1	1	237	100%	233	4
	改山	和歌山県農協青年部協議会	8	7	522	88%	433	89
鳥	取	鳥取県農協青壮年連盟	3	3	359	100%	354	5
島	根	島根県農協青年組織協議会	1	10	710	100%	709	1
岡	Ш	JA岡山県青壮年部協議会	2	2	188	100%	184	4
広	島	広島県農業協同組合青壮年連盟	13	9	638	69%	607	31
<u> </u>		山山県農協青壮年部 (赤泉県東松東州 (本郷) (本京) (本京) (本京) (本京) (本京) (本京) (本京) (本京	1	11	372	100%	332	40
徳	島	徳島県農協青壮年組織協議会	15	13	652	60%	643	9
香	加 加	香川県農業協同組合青壮年部	1	1	657	100%	642	15
愛	媛	愛媛県農協青壮年連盟	12	9	1,779	75%	1,808	-29 50
高	知	高知県農協青壮年連盟	4	3	1,554	75%	1,612	-58
福	岡四四	福岡県農協青年部協議会	20	18	1,750	90%	1,815	-65 52
佐	賀	佐賀県農協青年部協議会	4 7	9	1,860	100%	1,913 1,242	-53
長能	崎	長崎県農協青年部協議会		7	1,219 2,958	100%	,	-23
熊	本分	熊本県農協青壮年部協議会 大分県農協青年組織協議会	14 5	13 3	2,958	93% 40%	3,001 57	-43 -4
宮	崎	人刀乐辰励月午祖越励强云 宮崎県農協青年組織協議会	13	13	1,602	100%	1,603	-4 -1
	呵 見島		13	13	947	100%	900	47
沖	福	成元島宗辰勝月七年祖越勝議云 JAおきなわ青壮年部	13	1	590	100%	612	-22
<u>全</u>	围	全国農協青年組織協議会	1	1	54,918	100 /6	56,650	-1,732
工	لتك				0-1,010		50,050	1,702

JA青年組織綱領

我々JA青年組織は、日本農業の担い手としてJAをよりどころに地域農業の振興を図り、JA運動の先駆者として実践する自主的な組織である。

さらに、世界的視野から時代を的確に捉え、誇り高き青年の情熱と協同の力を もって、国民と豊かな食と環境の共有をめざすものである。

このため、JA青年組織の責務として、社会的・政治的自覚を高め、全国盟友の英知と行動力を結集し、次のことに取り組む。

- 1.われらは、農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する。 JA青年組織は、農業の担い手として地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて地域社会において環境・文化・教育の活動を行い、地域に根ざした社会貢献に取り組む。
- 1.われらは、国民との相互理解を図り、食と農の価値を高める責任ある政策提言を行う。

人間の「いのちと暮らし」の源である食と農の持つ価値を高め、実効性のある運動の展開を通じて、農業者の視点と生活者の視点を合わせ持った責任ある政策提言を行う。

- 1.われらは、自らがJAの事業運営に積極的に参画し、JA運動の先頭に立つ。 時代を捉え、将来を見据えたJAの発展のため、自らの組織であるJAの事業運営に主体的に参加すると ともに、青年農業者の立場から常に新しいJA運動を探求し、実践する。
- 1.われらは、多くの出会いから生まれる新たな可能性を原動力に、自己を高める。

JA青年組織のネットワークを通じて営農技術の向上を進めるとともに、仲間との交流によって自らの新たな可能性を発見する場をつくり、相互研鑽を図る。

1.われらは、組織活動の実践により盟友の結束力を高め、あすの担い手を育成する。

JA青年組織の活動に参加することによって、個人では得られない達成感や感動を多くの盟友が実感できる機会をつくり、このような価値を次代に継承する人材を育成する。

(注釈)本綱領は、JA全青協設立の経過を踏まえて「鬼怒川5原則」「全国青年統一綱領」の理念を受け継ぎ、創立50周年を契機に現代的な表現に改めるとともに、今後目指すべきJA青年組織の方向性を新たに盛り込んだものである(平成17年3月10日制定)。

